

IFRS導入で見直しが迫られる経営戦略

中神貴之



石上圭太郎



CONTENTS

- I IFRS導入の動向とその意義
- II IFRS導入のインパクト——事業会社
- III IFRS導入のインパクト——金融機関

要約

- 1 IFRS（国際財務報告基準）は、概して会計トピックとして扱われ、導入に伴う作業・コストの議論と捉えられる傾向にあるが、それに加え経営・マネジメント戦略のトピックと捉える姿勢が求められる。
- 2 経営戦略の観点から見た場合、IFRS導入は、①公正価値評価の導入、②P/L経営からB/S経営への転換——に主要なインパクトがある。所有する資産の価値評価において、企業経営者は将来の見通し（収益性）や想定されるリスクに対する認識を定量的に表現し、投資家に開示することになる。
- 3 事業会社では、IFRS導入によってB/Sの構造が大きく変化する可能性がある。その結果、事業の選択と集中を加速させる必要性が高まり、グループ再編など大きな経営判断が求められる局面も出てくるだろう。
- 4 一方、金融機関においてはいまだ検討中であるが、予想損失モデルが導入された場合には、貸出先企業およびその所属業界などの業績シナリオや信用損失リスクに対する認識を開示することが求められるようになる。このため、個別企業の担保をベースにした融資スタンスに加え、業界ごとのリスクシナリオをベースにした融資スタンスへの対応が求められるようになっていく可能性がある。
- 5 IFRS導入によって、日本企業はこれまで以上に合理的な事業展開シナリオを構築・開示し、それに基づいた経営戦略の遂行を心がけることが求められる。

I IFRS導入の動向とその意義

1 IFRS導入でも大きな変化はないのか

世間がIFRS（国際財務報告基準）で騒がしいなか、日本でIFRS任意適用第1号として注目されていた日本電波工業の決算短信が2010年5月13日に発表された。IFRSを採用したことで従来とどれほどの違いが生じたのであろうか。

図1に日本電波工業の業績に対する日本の会計基準（以下、日本基準）とIFRSによる違いを示した。売上高ではIFRSのほうが若干低く、営業利益ではさらに大きな差異が見られるが、税引前利益は逆にIFRSのほうが上回っている。

営業利益に大きな差異が生じたのは、従来営業外に属していた損益（営業外損益および特別損益〈金融損益を除く〉）が、営業活動の一環として営業利益に適用されているからである。一方、売上高の差異は、売り上げ基準が従来の出荷基準から、着荷基準（リスクと経済価値が顧客に移転したタイミング）へ変更されたことなどによるものである。

結果としては、世間で騒がれているほど大きなインパクトがあったとは言い難い（営業利益では大きな差異があるものの、そもそもIFRSでは業績評価を測る指標として包括利益を採用している）。それはなぜか。大きく以下の2点がその要因に挙げられる。

①IFRSの採用範囲

②日本電波工業の個別事情

まず、①IFRSの採用範囲であるが、現在進行形で議論がなされていることも関係して、採用範囲が限定的だからである。日本電

波工業の決算短信によると、今回採用した新会計基準は以下のものである。

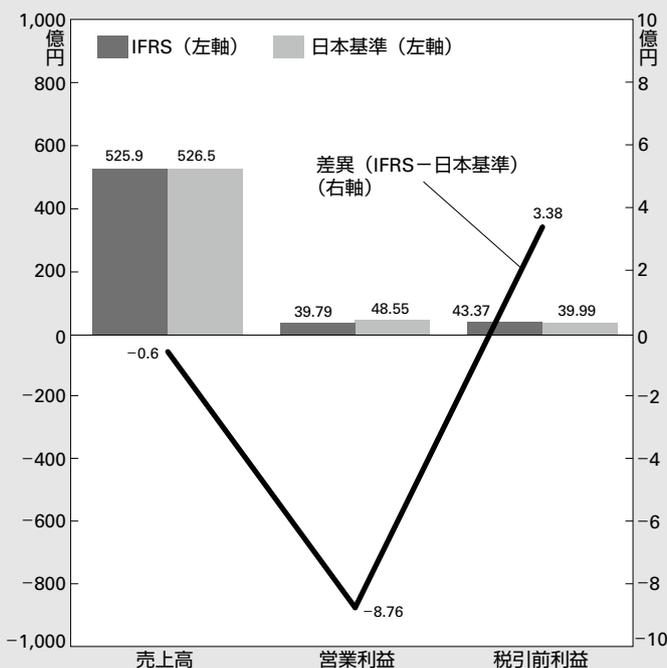
- IAS（国際会計基準）第1号（2007年9月改定：財務諸表の表示）
- IAS第23号（2007年3月改定：借入費用）
- IFRS第7号（2009年3月改定：金融商品－開示）
- IFRS第8号（2006年11月改定：事業セグメント）

世間一般で影響が大きいといわれている「金融資産の公正価値評価」や「退職給付債務の負債計上」（後述）などの影響が軽微されていた、もしくは採用範囲外であったことも要因と考えられる。

一方、②の日本電波工業の個別事情については、同社の事業特性とこれまでの取り組みの経緯が大きく影響している。

日本電波工業は民生品や産業機械向けの水晶振動子を主力製品としており、顧客はグロ

図1 日本電波工業決算におけるIFRS（国際財務報告基準）と日本の会計基準（日本基準）との差異



出所) 日本電波工業決算短信 (2010年5月13日) より作成

ーバルに広がっている。それに合わせて同社は営業拠点、開発・生産拠点をグローバル展開している関係から、海外市場（投資家）からの目（評価）をより考慮する状況にあったことがIFRSの早期適用を後押しした。

また、IFRSを採用している国に所属する拠点では、すでにIFRSに対応した会計処理をしていることも大きい。

したがって減価償却方法についても、実態に即しているということを経由に、現地拠点ではすでにIFRSで規定されている定額法に変更していた。併せて耐用年数も、2008年度決算時点で税法ベースから実態ベースに変更しており、そのことも09年度のIFRSと、従来の日本基準とのギャップが縮小する一因になっていたと考えられる。

以上の点から、結果として、世間で騒がれるほど日本基準とIFRSとの大きなギャップは生じなかったわけであるが、ただし、これをもって「IFRSの影響は予想ほど大きくない」と単純に断ずるわけにはいかない。

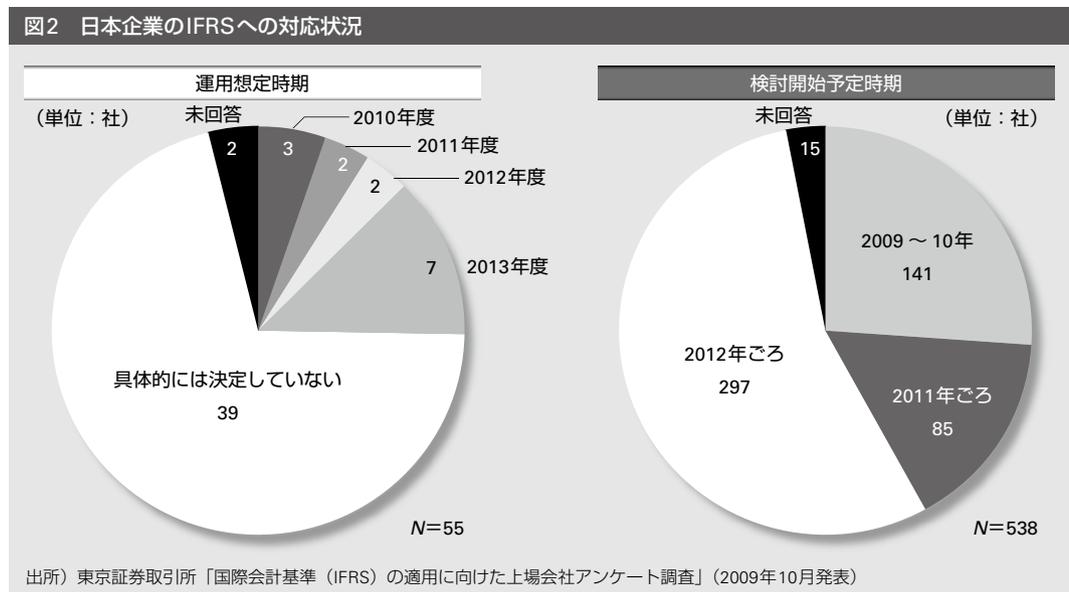
「IFRSに対応するための事前の事務作業は膨大なものであり、時間との勝負であった」

と日本電波工業の担当役員がコメントしているように、当然のことながら、現場では相当な業務負荷が発生する。また、よくいわれているように、金融資産の公正価値評価や退職給付債務の負債計上などは多くの企業への影響が懸念されており、決して楽観視はできない。ただ筆者らとしては、IFRSをきっかけに、日本企業のこれまでの常識が覆り、本来当たり前であった「投資家視点」という軸が基本スタンスとして再確認・再検証されることになったという点で、原則論としての会計基準にはそれほど大きな変化はないとも捉えている。

そこで本稿では、IFRSが日本企業の経営のあり方を再検討する大きなきっかけとなるという考え方にに基づき、単なる会計トピックとしてではなく、これを経営・マネジメントのトピックとして捉え、IFRS導入をきっかけに日本企業が検討すべき経営課題について考察する。

2 大半の企業はIFRS導入を当面静観

まず、実際にIFRS対応に迫られる企業の



状況を見る。

2010年時点の日本でのIFRSへの対応は、金融庁の「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」において、「2009年度決算からIFRSの任意適用を許可し、上場企業への強制適用の有無の最終判断は2012年に決定する」となっている。会計基準の変更に悩む企業の姿は、2009年10月に東京証券取引所が上場企業を対象に実施したアンケート結果に如実に表れている（図2）。

上述のように、IFRSの任意適用は2009年度決算から認められたが、強制適用の時期については、15年度もしくは16年度が想定されているもののいまだ流動的であり、かつ適用に際しては、継続性を重視するために過去2期分にさかのぼってIFRSに準拠する必要がある。それを踏まえ、2013年度から適用を予定している企業の比率が相対的に高いが、このように流動的な状況において、大多数はいまだ適用時期を決め切れていない。

また、当然のことながら運用に当たっては

事前の準備期間が必要であり、システムレベルでの変更も含めると、運用には2、3年を要するといわれている。

ただし、実際には2012年から検討開始とする企業が最も多く、①2012年に金融庁が決定する強制適用時期の判断をもって実施、②現在進行形で議論が続けられているIFRSの内容をしばらく静観——といった企業のスタンスが表れていると見てよい。企業は過去、J-SOX（内部統制報告制度）対応で大きな負荷を強いられた苦い経験もあり、できるかぎり効率的で、手戻りがない形で導入を図りたいという正直な気持ちが表れているといえるだろう。

3 非上場企業にとっては対岸の火事か——コンバージェンスとアドプション

IFRSの適用基準に関しては、いまだ正式決定されているわけではないが、基本的には上場企業が対象になると見られる（図3）。

図3 企業カテゴリーごとの適用基準

	企業数	財務諸表		監査義務
		連結	単体	
①上場企業	約3900社	IFRSの任意適用 日本基準	日本基準	会計士の監査義務あり
②金融商品取引法開示企業（①以外）	約1000社			
③会社法大会社（資本金5億円以上、または負債総額200億円以上）	約1万社から①②に含まれる企業の数を除く	作成義務なし	中小指針	会計士の監査義務なし
④上の①②③以外の株式会社	約250万社から①②③に含まれる数を除く			

出所）『旬刊 商事法務 2009年7月25日号（1872号）』（商事法務）、『季刊 会計基準 第26号』（第一法規、2009年）より作成

では、それ以外の企業はIFRSとは無関係でいられるのか。

ここで、「コンバージェンス」と「アドプション」の議論が出てくる。

日本基準を国際会計基準に合わせていく（収束させていく）流れは、会計ビッグバン以降も続いており、改定が順次進んでいる。これがコンバージェンスと呼ばれる。一方で、国際会計基準をそのまま採用する動きがアドプションである。

したがって、国際会計基準であるIFRSの対象外の企業であっても、日本基準がIFRSに準拠することになれば、IFRSは国内企業全般に及ぶ。具体的には以下のものが挙げられる。

- 資産除去債務
- 工事契約に関する会計基準
- セグメント情報の開示（非上場企業は対象外）
- 賃貸等不動産の時価開示（賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準）
- 収益の認識基準
- 有形固定資産の減価償却
- 金融資産公正価値評価

また、IPO（新規株式公開）を計画する非上場企業の取り扱いや、上場企業と取引関係にある非上場企業への影響なども指摘されている。非上場企業の多くが税務会計を重視した決算書を作成していることから、IFRS導入によって、上場企業の決算基準との乖離がますます増大するおそれもあり、一部では非上場企業の会計基準にもIFRSを部分的に適用（考え方の採用）することが議論されている。中長期的な視点に立てば、非上場企業とはいえ、IFRSは決して対岸の火事といえ

る状況ではない。

4 IFRS導入の本質的意義

企業の事業活動へのIFRSの影響を考察するに際しては、そもそもIFRSが目指す方向性とその本質的意義について知る必要がある。

まず、IFRSは投資家に対する透明性を第一義とする。また、しばしば「比較可能性」の文言が出てくるように、投資家に対してグローバルな共通の物差しを提示することも目指している。その透明性・比較可能性を実現するうえでの大きな視点が、①包括利益に象徴されるB/S（貸借対照表）に基づいた業績評価と、②公正価値評価である。

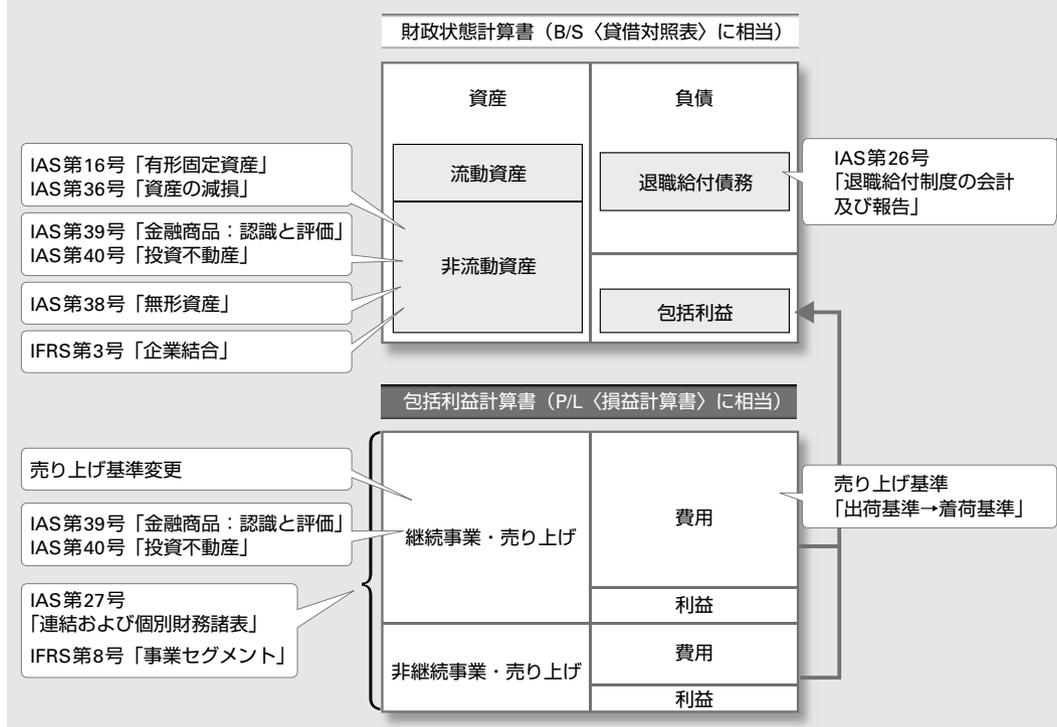
(1) 包括利益に象徴されるようなB/S視点での業績評価

これまで日本企業の多くがP/L（損益計算書）、特に売上高および営業利益・経常利益を企業経営におけるKPI（重要業績評価指標）としてきた。しかしながら、P/Lが企業の事業活動の実態を表しているものとは必ずしも言い難く、会計上の数値でしかないとの指摘を多く受けてきた。

IFRSでも営業利益の概念がなくなることはないが、P/Lにおける評価指標は包括利益に代わり、その考え方・導き方も、これまでの「収益－費用」アプローチから「資産－負債」アプローチに代わる。

資産－負債アプローチへの変更が何を意味するのか。それは、これまでのフロー（年間を通じた物、サービス、費用の出入り）の効率化による利益創出だけではなく、事業活動をするうえでの資産（投資）効率が優れてい

図4 企業の財務諸表におけるIFRSの影響



るかどうか大きなポイントとなるということである。B/S上の資産価値の多寡についても、包括利益のもとでは利益に含まれることになるため、経営層は望ましいB/S構成を必然的に意識せざるをえなくなる。

(2) 公正価値に基づく評価

前述した包括利益にもかかわってくるが、公正価値の導入は、事業会社、金融機関すべての企業に大きな影響を与える。これまでの取得原価基準では、計上後のリスクが投資家に見えにくい。日本式経営がもてはやされていたころは、株主ではなく経営層自身がリスクを取り（投資家にとってはリスクが潜在化される）、中長期的な視点で経営判断（投資などの意思決定）をすることが日本企業の強みであるとされていたし、日本基準も、ある

意味でそのやり方を容認してきた。しかしIFRSでは、本来リスクを負うべき投資家に対してリスクを開示することを要求しており、公正価値とはまさに、経営者が想定するリスク（将来価値に対する割引率など）を数値化し、投資家と共有するためのIFRSの根幹であるといえる。

5 財務諸表に対するIFRSの影響

前述したように、IFRS導入の影響はこれまでのP/L志向からB/S志向への転換を促すことに表れ、現在検討されているIFRSの規定についてもB/Sに関するものが多い。

企業のB/S（IFRSでは財政状態計算書）、P/L（同・包括利益計算書）を対象に、主に影響を与えるであろうIFRS規定を抽出した（図4）。本稿では各IFRS規定の詳細な説明

は割愛するが、財務諸表の表記方法の変更以上に、B/Sの構成（資産、負債、純資産の構成比）が大きく変化する可能性が高い。

では、IFRSは実際の企業にとってどんな影響をもたらすであろうか。次章以降では、事業会社と金融機関の2つに大別して考察する。

なお前述のように、IFRSでは財務諸表がこれまでのP/LとB/Sから包括利益計算書と財政状態計算書に移行するが、理解のしやすさという点で従来の財務諸表をベースとする記述のほうが好ましいと判断し、次章以降のIFRSの記述もP/LとB/Sをベースに論じる。

II IFRS導入のインパクト ——事業会社

1 業種ごとのIFRS導入のインパクト

IFRSの影響は業種によって異なる。たとえば流通・卸を生業とする業界では、収益認識基準の変更によって企業の売上高が大きく変動することが懸念される。

IFRSが定める収益認識基準では、以下の5つをすべて満たすことと定めている。

- ①物品の所有による重要なリスクと経済価値が買い手に移転していること
- ②販売された物品に対して継続的関与や支配の保留がないこと
- ③収益の額を信頼性を持って測定できると
- ④経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- ⑤発生原価を信頼性を持って測定できると

この基準にならえば、リスクを伴わない商

取引、たとえば百貨店などに見られる委託販売では、リスク（ここでは在庫リスク）を、百貨店ではなくメーカーが持ったうえでの販売となり、百貨店は売り上げの総額ではなく販売手数料として差額分を収益計上することになるため、IFRS導入後での売り上げはこれまでと大きく乖離する可能性がある。

一方で製造業では、主に以下のIFRSの影響が大きいと考えられる。

- ①工事契約の工事進行基準
- ②研究開発費の一部資産計上
- ③有形固定資産の減価償却
- ④リース会計

①の工事契約の工事進行基準に関しては、長期間にわたる契約に基づいたサービスを提供する業界、たとえばソフトウェア・SI（システムインテグレーション）業界が主な対象として想定される。前述したIFRSの収益認識基準は、顧客に財・サービスが移転（＝支配権が顧客に移行）したタイミングでの収益計上を要求しているため、ソフトウェアであれば、完成し、顧客による検収が終わるまでは収益に計上できなくなり、対象業界の企業業績が大きく変動することが懸念される。

ただし、工事進行基準に関しては現在も議論が継続されており、金融庁の資料によれば「複数の指標を総合的に勘案して、財やサービスに対する支配が工事の進捗に合わせて移転しているのであれば、工事進行基準が適用できる方向で検討中」とのことであり、議論の推移を注意深く見守る必要がある。

③の有形固定資産の減価償却の考え方自体は、IFRSと日本基準とで大きく異なるわけではない。異なる点は、日本基準では減価償却の耐用年数において税法に基づいた減価償

却が実質的に認められているのに対して、IFRSでは実態に則した「耐用年数」や「償却方法（定率法、定額法、生産高比例法）」を選択することが求められることになる。

また、IFRSでは「コンポーネントアカウントティング」という考え方が採用されている。よく出される例として、航空機を対象とした場合、IFRSではコンポーネント（エンジン部分、機体本体部分など）ごとにそれぞれ固有の耐用年数と残価償却額、および減価償却方法を適用する必要がある点で、日本基準とは大きく異なる。したがって、有形固定資産をコンポーネントごとに分類、計上することで発生する業務負荷はもちろんのこと、結果次第では資産額が大きく変動するおそれがある。

①のリース会計については、日本ではすでに2008年4月より企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づいてリース会計が変更され、ファイナンスリースが原則として売買と同様の処理となり、オンバランス化（資産計上）されることになった。この点はIFRSと相違はないが、異なるのは、IFRSではファイナンスリースとオペレーティングリースの区分自体をなくすか、もしくはオペレーティングリースも資産計上する可能性がある点である。

プライスウォーターハウスクーパース（PwC）とオランダのロッテルダム・スクール・オブ・マネジメント（RSOM）が共同で世界約3000社を対象に実施し、2009年10月に発表した調査によると、IFRSのリース会計を導入することで、リース債務を含む有利子負債が平均で58%上昇するとの結果が出た。これは負債レバレッジ（有利子負債／自己資

本）が上昇し、経営の健全性に対する評価が大きく変化することを意味している。

2 M&A戦略へのインパクト

業種にかぎらず、日本企業にとってM&A（企業合併・買収）が経営戦略上の選択肢の一つとして定着しつつあるなかで、IFRSの導入は、日本企業のM&A戦略にも大きな一石を投じる可能性が高い。

まず、M&Aの目的の明確化と経済合理性が厳しく求められる。

2006年に改定した日本基準では、それまで買収対象企業株式の純資産簿価と買収価額との差額を「のれん（営業権）」としていたものが、新たに無形資産（顧客リストや商標権・特許権など）を価値評価し、残余の差額を「のれん（狭義）」とすることになった（次ページの図5右）。

IFRS導入は、のれんの資産の計上方法に変化を与える。これまでの日本基準でのれんは一定期間での償却が認められているが、IFRSでのれんは非償却対象とし、定期的な減損テストの実施が求められる（次ページの図6）。これらの変更は、買収目的が曖昧で、かつ買収価額と対象企業の純資産簿価との差額を安易にのれんとして計上することを戒め、投資家（株主）からM&Aの経済合理性の説明責任を厳しく問われることになる。

上述のインパクトを示す事例としては、NTTコミュニケーションズの買収事例が挙げられよう。

同社は2000年9月に、米国の大手インターネット・サービスプロバイダーであるヴェリオを買収した際に、のれんとして51億9900万ドルを計上し、10年間で償却することを想定

図5 日本基準における「のれん」の定義の変更

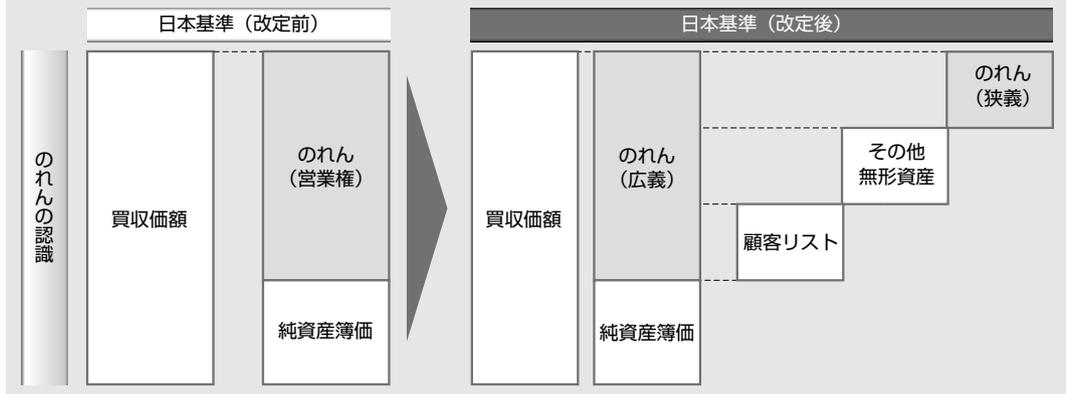
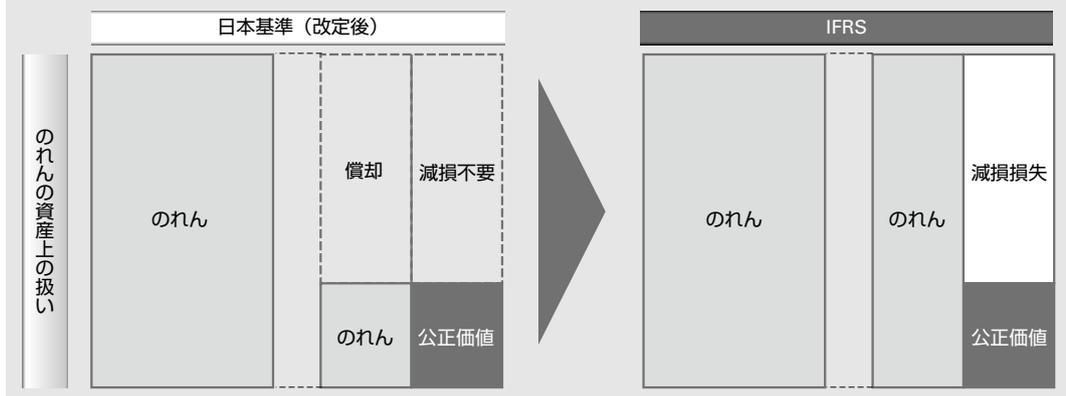


図6 「のれん」の資産計上方法における日本基準とIFRSとの違い



していた。しかし、2001年6月に米国会計基準（US-GAAP）が改定され、のれんが定期償却から減損テストへ移行したことを受けて同テストを実施した結果、ヴェリオの公正価値がのれんの帳簿価額を下回り、2002年3月期では1491億8000万円（税効果調整後）もの損失を計上した。

これまで、M&Aの実施プロセスでは、総じて上流プロセスである買収対象企業の探索からデール（売買取引）の実施までが重視され、デール後のいわゆるPMI（Post Merger Integration：買収後の統合プロセス）が軽視され、また買収効果の検証も十分にされていなかった。IFRS導入により、

買収効果をのれんの減損テストのタイミングで検証することとなり、企業価値向上に寄与していないM&Aは、減損損失という形で「見える化」される。これは同時に上流プロセスのM&Aの戦略そのものの妥当性を問うことになり、これまで以上に、M&A戦略の経済合理性・説明性およびその効果の検証、言い換えるならば全プロセスの厳格性が求められる。

3 B/S構成が大きく変化——あらためて問われる財務の健全性

これまで述べてきたように、IFRS導入により日本企業のB/Sは大きく変化する可能性

がある。

前述した内容に加え、退職給付債務の負債計上が日本企業にインパクトをもたらす可能性がある。企業年金についてはリーマン・ショックの影響により積立不足額が問題視され、企業にとってその引当が大きな負担となっているが、IFRSは、これまでオフバランス化されていた（債務計上されていなかった）数理計算上の不足額についても債務計上することを要求しており、債務が拡大する方向に影響することが懸念される。

上記を踏まえると、これまで経営の安定化と称して保有し続けてきた持ち合い株が逆に経営の足かせにもなり（含み損益の顕在化）、これまで見えてこなかったのれん価値（の減少リスク）や退職給付債務の計上が、純資産の減少をもたらす可能性が高い。結果として、純資産が大きく棄損するおそれがある。経営者にはこれまで以上に、あるべきB/Sの姿（資産、負債、純資産の構成比）を念頭に置いたうえでROA（総資産利益率）やROE（自己資本利益率）などの資産効率性を重視した経営が求められることになる。

4 グループ再編の加速と その先の業界再編

前節に加え、「マネジメントアプローチ」の採用が、経営者の今後の意思決定に大きな影響を与える可能性がある。マネジメントアプローチは、IFRSとのコンバージェンスを図る一環として、ASBJ（企業会計基準委員会）が2008年3月に「セグメント情報等の開示に関する会計基準」および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を公表、2010年4月適用という形で日本にも採

用された。

マネジメントアプローチとは、企業の経営の意思決定や業績評価に用いる企業活動を、区分した事業単位（セグメント）で開示する考え方である。これまでの日本基準のセグメント情報は、「業界の種類別セグメント情報」「所在地別セグメント情報」「海外売上高」についての開示が求められてきたが、セグメント区分が不十分で利用者（投資家など）の要求を満たしていないという批判的な見方もあった。

これがマネジメントアプローチによるセグメント情報の開示となると、社内管理レベルでの開示、たとえば各事業・商品カテゴリでの開示が求められる可能性もある。これは、いわば「各事業の成績表」が表面化するということである。複数事業・商品を持つ企業のセグメント情報は概して粗く、各事業・商品の存続意義がわかりにくい構造にあった。IFRSのマネジメントアプローチの導入で、これまで投資家の目にさらされてこなかった不採算事業の収益性が見える化され、その存続意義が厳しく問われることになる。

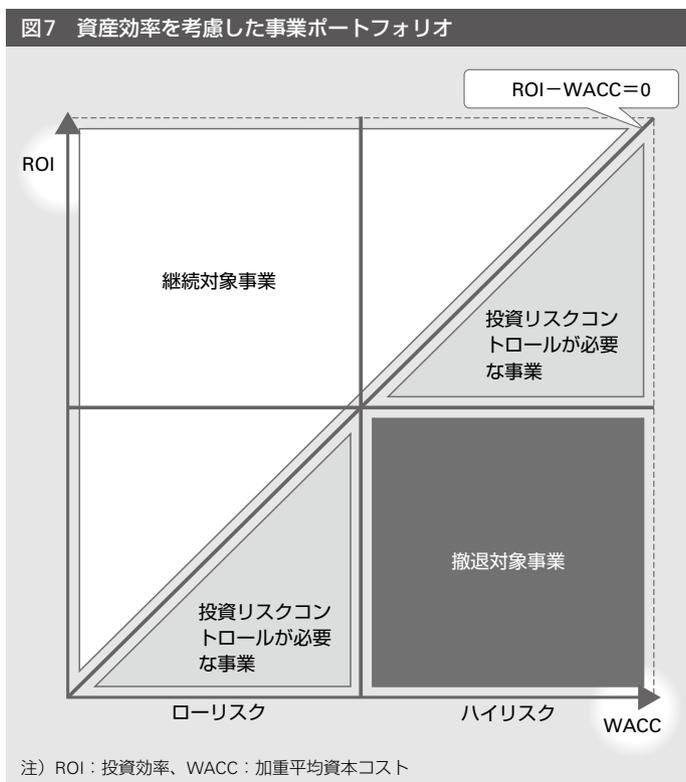
投資家に向けた透明性が厳しく求められることで、投資や事業継続に対する説明責任がより重要になってくる。日本企業の多くは、事業の選択と集中を徹底することができず、他事業とのシナジー（相乗効果）などの定性面や事業の利益率をKPIにしてきたケースが多いと思われる。今後はそれらに加え、B/S視点に基づく投資効率性、たとえばROI（投資効率）などを事業部ごと、あるいは商品ごとに管理することも重要になってこよう。

筆者らは以前の論文（本誌2008年3月号、太田一郎、中神貴之、永田寛明「効率化経営

のすすめ——自己診断マップの活用による経営効率の改善」で業界内でのポジショニングを図るためのツールとして、調達コスト（リスク）と投資効率性（リターン）を活用したマップを提唱したが、同じような方法で企業内の事業ポートフォリオを横比較することもできよう（図7）。資金調達コスト（通常は社内レートが規定されている）に対するROIを事業ごと・投資案件ごとにマッピングすることで、その事業の継続の有無について

のモニタリングも可能と思われる。

たとえば製造業の研究開発の場面では、総じて開発者が社内審査向けに開発計画や事業計画を作成するが、自らの研究開発の妥当性を示すために、開発成果の事業規模を往々にして甘く見積もるケースが見られる。そうした見積もりによって設備投資をして当初期待するリターンが得られなかった場合には、投資家にとっても企業自身にとっても不利益なことである。このような事態を回避するためにも、業務プロセス自体の見直しや標準化を進めることで説明力を高めていく試みも求められてくるだろう。



Ⅲ IFRS導入のインパクト ——金融機関

1 これまでのところインパクトは 大きくなかったとされる欧州 金融機関

2005年1月にIFRSが強制適用となった欧州では、06年にCEBS（欧州銀行監査委員会）やフランス銀行（中央銀行）が金融機関へのインパクトについて調査を行っている。それらによると、調査対象金融機関がすでにIFRSにかなり近い米国会計基準や自国会計基準を導入していた場合には、P/LやB/Sへ

表1 IFRS導入により収益や費用に影響が発生する項目（フランスの銀行の例）

- トレーディング目的保有の金融商品（特にデリバティブ〈金融派生商品〉の場合）のポートフォリオの公正価値の変化
- のれんの毎年の強制償却の廃止（銀行グループの状況によっては大きなインパクトとなりうる）
- 不良債権の割引
- 一般的バンキングリスク準備金および貸倒引当の余剰金へのアロケーション（割当）
- 株式報酬の認識、確定給付年金などの福利厚生への認識（将来の年金債務をすでに引き当てているフランスの銀行にはあまり重要な項目ではなかった）
- トレーディングのデイ・ワン・プロフィット（契約が締結されただけで収益が認識されること）の修正（IFRSでは認識しない）

出所) <http://www.banque-france.fr/gb/supervi/telechar/arcb2005-the-impact-of-the-transition-to-ifs-for-french-banking-groups.pdf>

の影響は比較的小さかったという結果になっているが、両調査ともに平均では、資産および負債が増加したことを指摘している。

(1) P/Lへのインパクト

フランス銀行の調査によれば、一般的にIFRSのインパクトは表1のような要因により収入ボラティリティ（変動幅）の増加につながる。フランスの例では、純利益への影響は3金融機関で異なるが、+0.5%、+5.4%、+13.8%とそれほど大きくはなくプラス効果であった。プラス効果の最大要因は、のれん償却の廃止である。

(2) B/Sへのインパクト

フランス会計基準からIFRSに移行したフランス金融機関のケースと、IFRSに近い会計基準を導入していたサンプルが比較的多いCEBS調査の欧州金融機関のケースでは、インパクトが若干異なる。

フランスの金融機関でB/Sが拡大した最大の理由は、デリバティブ（金融派生商品）を公正価値で評価し計上したことにある。また、IFRS以前には償却原価で評価していた資産を公正価値に修正したことも大きな要因であった。実際に、フランスの3金融機関合計で、売却可能資産の含み益が570万ユーロに達していた。売却可能金融資産ポートフォリオと、一般的バンキングリスク準備金の含み益の増加が自己資本の5.8%の増加につながっている（図8）。

これに対して欧州金融機関では、優先株を資本から負債に再区分したことにより少数株持持ち分が42%減少、および年金債務の認識により余剰金が13%減少した結果、自己資本

が5%減少している（図9）。

欧州金融機関側からのコメントとして、2007年のプレゼンテーション資料でドイツ銀行²¹は、「IFRSの導入は（以下を）変化させ

図8 IFRS導入後のフランスの3金融機関のB/Sの変化

資産 (12.6%増加)	負債 (12.8%増加)
<ul style="list-style-type: none"> • 当期損益を通じて公正価値として測定するものと指定した金融資産 ----- +170.5% • 売却可能金融資産 ----- +230.1% • デリバティブヘッジ会計 ----- — • 貸付金と債権 ----- ▲19.6% • 満期保有目的投資 ----- ▲42.7% • 税金資産 ----- +169.7% • のれん ----- +26.7% 	<ul style="list-style-type: none"> • 当期損益を通じて公正価値として測定するものと指定した金融資産 ----- +470.0% • デリバティブヘッジ会計 ----- — • 預金 ----- ▲21.8% • 社債等 ----- ▲20.9% • 税金負債 ----- +226.1% • 負債、費用性引当金 ----- ▲6.8%
自己資本 (5.8%増加)	

出所) <http://www.banque-france.fr/gb/supervi/telechar/arcb2005-the-impact-of-the-transition-to-ifs-for-french-banking-groups.pdf>

図9 IFRS導入後の欧州金融機関（18カ国）のB/Sの変化

資産 (9%増加)	負債 (10%増加)
<ul style="list-style-type: none"> • トレーディング目的保有の金融資産 ----- +74% • 当期損益を通じて公正価値として測定するものと指定した金融資産 ----- +394% • 売却可能金融資産 ----- +17% • 貸付金と債権 ----- ▲3% • 満期保有目的投資 ----- ▲64% 	<ul style="list-style-type: none"> • トレーディング目的保有の金融負債 ----- +111% • ヘッジに利用されるデリバティブ ----- +2,531%
自己資本 (5%減少)	

出所) CEBS (欧州銀行監査委員会) "The impact of IAS/IFRS on banks' regulatory capital and main balance sheet items" February 14, 2006

ないだろう。

- われわれがビジネスおよびビジネス戦略をいかに管理するか
 - われわれのキャッシュフロー
 - われわれのリスクおよび資本マネジメント
 - われわれの配当政策」
- としている。

(3) 国内金融機関への示唆

のれんの強制償却の廃止やデリバティブなどの公正価値評価が金融機関の包括利益増加につながる可能性があり、さらにB/Sの変動が包括利益を変動させるため、IFRS導入後は金融機関の利益変動の拡大は避けがたい（正確にいえば、包括利益自体がIFRSに関連して導入される新しい利益概念である）。一方で、売却可能資産の含み益が資産拡大（含み損の場合には資産縮小）につながることも予想されるため、ROAやROEといった経営数値のイメージは、従来とかなり異なったものとなる可能性がある。

加えて、欧州での強制適用後、IFRSそのものも変わろうとしており、現在検討が進められている「金融商品：償却原価及び減損」の見直しは、日本を含む金融機関の経営に大きなインパクトをもたらす可能性がある。

2 「金融資産の減損」の変更

——発生損失モデルから 予想損失モデルへ

現在までのIFRSは、「金融資産の減損」について発生損失モデルを採用している。このモデルでは、トリガー事象（引き金事象）が識別されるまではすべての貸付金が返済され

ると仮定する。一方で、リーマン・ショックが引き起こした金融危機では、貸倒損失が全くないという当初の過度に楽観的な評価表示の後に、いったんトリガー事象が発生すると大きな損失が発生することにつながっており、その原因の一つとされる発生損失モデルに対する批判になっている。

(1) 予想損失モデル導入に向けての 検討スケジュール

国際会計基準審議会（IASB）は、2009年11月5日に「金融商品：償却原価及び減損」にかかわる「IFRS公開草案（以下、ED）」を公表し、コメントを求めた。EDによる償却原価法の主な特徴は、①当初認識時点で予想される信用損失の金額および発生時期を反映した将来キャッシュフローの期待値をもとに実効金利を算定すること、②残存期間中の将来キャッシュフローの期待値は測定日ごとに見直されること——であり、予想損失モデルに該当する。予想損失モデルでの金融機関側の実務的な課題を考慮して、コメント募集期間は2010年6月30日までであった。

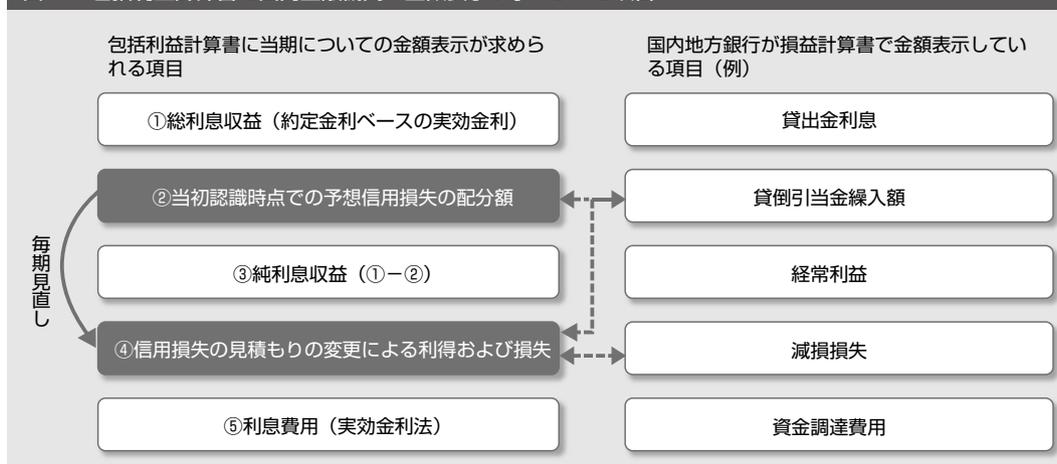
EDは、表示および開示の目的として「企業は、財務諸表の利用者が利息収益及び利息費用の財務上の影響と、信用リスクを含む金融資産の質を評価できるようにする情報を表示・開示しなければならない」としている。

(2) 包括利益計算書の導入

IFRS導入時に開示が求められる包括利益計算書には、図10のような項目についての当期の金額表示が必要となる。特に、

- 当初認識時点での予想信用損失の配分額
- 信用損失の見積もりの変更による利得お

図10 包括利益計算書で国内金融機関に金額表示が求められる項目



よび損失

——が、これまで日本の金融機関では明示的には行われてこなかった開示項目となるだろう。

EDは償却原価測定の目的を、「利息収益又は利息費用を金融商品の予想期間にわたり配分することにより、金融資産又は金融負債の実効利回りに関する情報を提供することである」としている。

測定原則は、「償却原価は、実効金利法を用いて計算しなければならない。したがって、償却原価は以下のインプット (表2) を用いて計算した現在価値となる」というものである。つまり、金融機関は事実上、貸出債権についてキャッシュフローの現在価値を毎期継続的に測定し、それに基づいて信用損失の見積りの変更による利得、および損失を更改することが求められるのである。

(3) 金融資産の減損についての予想損失モデルの使用と金融機関経営へのインパクト

予想損失モデルは減損トリガーを必要とし

表2 償却原価のインプット

- ㊸金融商品の残存期間にわたる予想キャッシュ・フロー
- ㊹割引率としての実効金利

- キャッシュ・フロー・インプットの見積りは、期待値である。したがって、キャッシュ・フローの金額及び時期は起こりうる結果を確率加重したものとなる
- 実効金利が現在の条件に契約上更改されることがない限り、当初測定時における実効金利となる (例: 固定金利金融商品の実効金利、又は変動金利金融商品の一定のスプレッド)

出所) IASB (国際会計基準審議会) 「金融商品: 償却原価及び減損——IFRS公開草案」2009年11月

ない。減損損失認識後の戻入も将来キャッシュフローの増減を通じて自動的に行われるため、戻入時期の問題も生じない。その代わりに予想損失モデルでは当初認識時点だけでなく、測定日 (決算日) ごとに残存期間の将来キャッシュフローの再見積りを行う必要がある。

EDでは償却原価法の適用について、グループ (ポートフォリオ) 単位または個別取引単位のいずれも可とし、債務不履行や要注意先に該当するまでは正常先のグループ単位、それ以降は貸倒懸念先のグループ単位または個別取引単位に移行する考え方を例示している (IASB, 2009a, B4)。さらにグループ単位

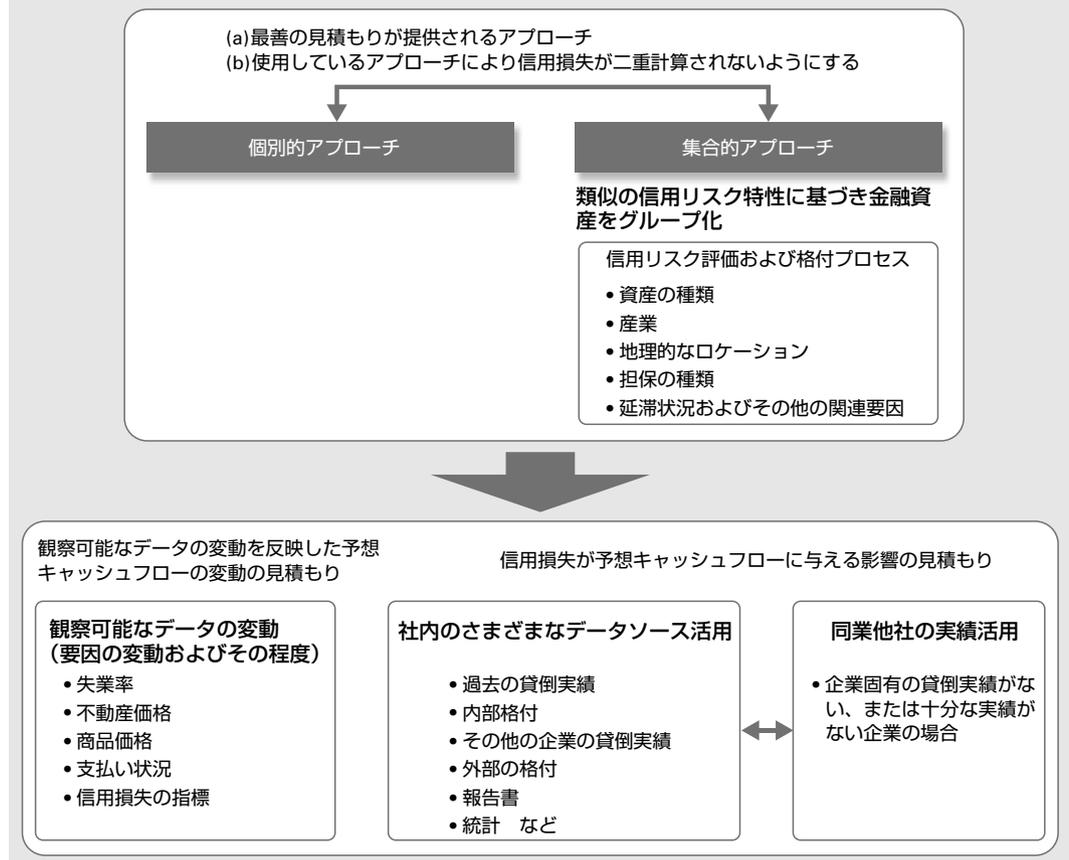
での適用に際しては、同様のリスク特性を基準にグルーピングすることを求めている。経済実態および事務負担を勘案すると、グループ単位および個別取引単位の併用が想定されることから、双方に対応可能な将来キャッシュフローの期待値の合理性を担保できる基礎データ（貸倒損失率や信用格付など）の整備が問題となる（図11）。

EDによる将来キャッシュフローは期待値であり、複数の発生金額および発生時期の可能性を考慮した確率加重値となる（IASB, 2009a, B4）。この確率加重の期待値計算に際しては、将来事象に起因する信用損失発生シナリオの創出と、シナリオごとの発生確率の割当が必要となる。このため、予想損失モデルが導入された場合には、金融機関経営者

は、自らの貸出債権について、貸出先企業およびその所属業界などの業績に、どのようなシナリオに基づき、どのように信用損失が発生すると考えているのかを開示することが求められるようになる。このため、これまでのどちらかといえば個別企業の担保をベースにした融資スタンスに加え、貸出先企業の業界ごとのリスクシナリオ（将来予測）をベースにした融資スタンスへの対応がより一層求められるようになっていく可能性がある。

以上、事業会社と金融機関におけるIFRS導入の影響を見てきた。共通している点は、リスクシナリオに基づいた経営戦略の立案・遂行が求められることであり、言い換えるならば、これまで投資家にとって見えにくかつ

図11 予想損失モデルにおける金融資産減損／信用損失の見積もり



た経営判断・リスクを数値化（見える化）することが求められていることである。

数字という共通言語、IFRSという共通のフレームワークのもとで、現場—経営—投資家（株主）の情報の非対称性を解消することは、投資家保護の実現だけではなく、企業内で、これまで曖昧にしてきた領域の標準化や事業プロセスの見直しを進めるきっかけになる。同時に、IFRS導入で経理・財務部門以外の事業部ライン（現場）に経営的視点を植え付けられることも期待したい。

最後に、本稿におけるIFRSに関する記述は作成段階での公表資料を基に作成しており、今後変更される可能性があること、コンサルタントによるIFRSに対する見解であることから、論文内の会計的な記述については、今後の検証が必要であることをご了承いただきたい。

会計用語の和訳については、可能なかぎり和訳ずみのIASBなどの資料によったが、筆者らが知るかぎりにおいてまだ定訳が存在しない場合には、筆者らによる暫定的な和訳を用いていることをご容赦いただきたい。

注

- 1 Deutsche Bank, "Transition to IFRS—Analyst and Media Workshop," 19 April, 2007

参考文献

- 1 企業会計基準委員会：財務会計基準機構Webサイト (<https://www.asb.or.jp/asb/top.do>)
- 2 IASB（国際会計基準審議会）「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』ED/2009/12」2009年
- 3 吉田康秀「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』の概要と論点」『企業会計 2010年4月号』中央経済社
- 4 高原雅純「IFRS（国際財務報告基準）入門——IFRSの概要、別記事業・金融商品をめぐる動向、及びXBRL 2009-12-07版」富士通総研

著者

中神貴之（なかがみたかゆき）

産業革新コンサルティング部上級コンサルタント
専門は事業再生やM&A戦略立案、製造業の事業戦略立案など

石上圭太郎（いしがみけいたろう）

産業革新コンサルティング部グループマネージャー
専門は事業戦略、事業再生・再編、民営化など